

訪問介護とは・・・

(1) 身体介護

- ① 利用者の身体に直接接触して行う介助サービス
- ② 利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に
行う自立支援のためのサービス
- ③ その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

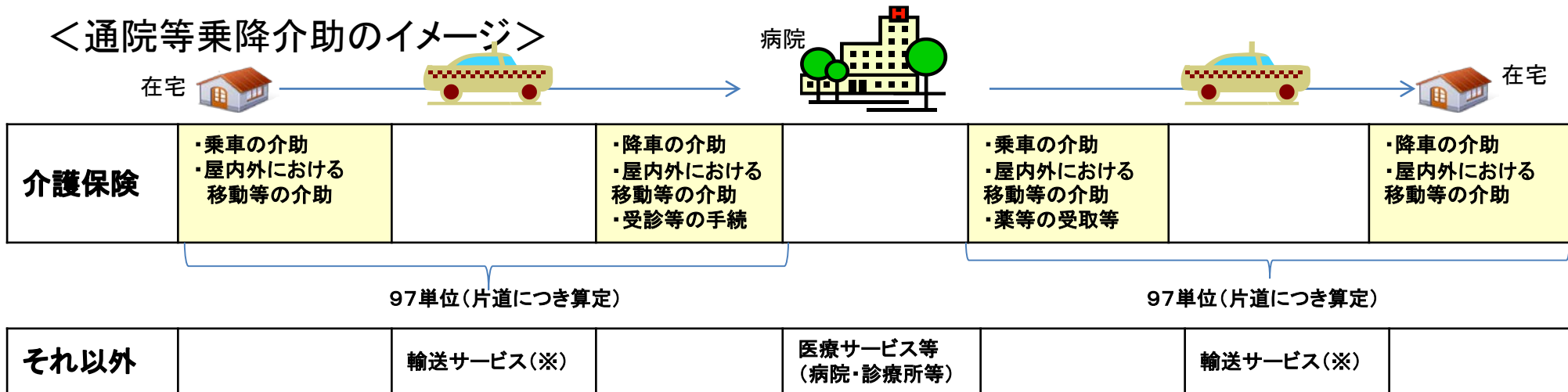
(2) 生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービス

(3) 通院等乗降介助

要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続、移動等の介助を行うサービス

<通院等乗降介助のイメージ>



※輸送サービスの実施には、道路運送法上の許可・登録が必要。移送に係る経費(運賃)は、介護保険の対象ではない。